市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
第１章　総則	
（目的）	
第１条　この条例は、名古屋市環境基本条例（平成８年名古屋市条例第６号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。	
（用語の定義）	
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)～(6)　（略）	
(7) 特定有害物質　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第２条第１項に規定する特定有害物質をいう。	
(8) 特定有害物質等　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をいう。	
(9)～(11)　（略）	
第３章　工場、事業場等に対する規制等	
第８節　土壌及び地下水の汚染に関する規制	第５節　土壌及び地下水の汚染に関する規制
（土壌汚染等対策指針の策定）	
第52条　市長は、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査、当該汚染の除去等の措置等を示した指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。	
２　市長は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。	
（特定有害物質による土壌及び地下水の汚染の禁止等）	
第53条　特定有害物質等を取り扱う事業者は、特定有害物質等をみだりに飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。	
２　特定有害物質等を取り扱う事業者は、特定有害物質等を適正に管理するとともに、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。	
（汚染状況の調査等）	（汚染状況の調査等の命令）
第54条　特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等（以下「特定有害物質等取扱工場等」という。）を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）は、当該特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況を把握するよう努めなければならない。	
２　市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある	第48条　条例第54条第２項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
と認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第３条第８項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。	(1) 条例第54条第２項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由 (2) 条例第54条第２項の規定による報告を行うべき期限
（土地の形質の変更時の調査） 第55条　特定有害物質等取扱事業者は、その設置している特定有害物質等取扱工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとするときは、当該土地の形質の変更に着手する日までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。	（土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模） 第49条　条例第55条第１項の規則で定める規模は、500平方メートル以上3,000平方メートル未満とする。 （土地の形質の変更時の調査の結果報告） 第49条の２　条例第55条第１項及び第２項の規定による報告は、土壌汚染等調査結果報告書（第16号様式）によって行わなければならない。 （土地の形質の変更時の調査の結果報告を要しない行為） 第49条の３　条例第55条第１項第１号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 次のいずれにも該当しない行為 ア　土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 イ　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ウ　土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。 (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、前号アに該当しないもの (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、第１号アに該当しないもの (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
(1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	
２　前項の規定にかかわらず、特定有害物質等取扱事業者が同項に規定する調査をさせることなく、当該土地の形質の変更に係る土地を譲渡（借地の場合にあっては、当該土地の返還をいう。以下この項及び次項において同じ。）したときは、当該土地の譲渡を受けた者は、前項の例により、調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。	
３　市長は、特定有害物質等取扱事業者（前項に規定する土地の譲渡を受けた者を含む。以下同じ。）が前２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。	（土地の形質の変更時の調査の結果報告命令等） 第49条の４　第48条の規定は、条例第55条第３項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第２項」とあるのは「条例第55条第３項」と、「報告を行うべき期限」とあるのは「報告を行うべき期限又は報告の内容を是正すべき期限」と読み替えるものとする。
（調査計画書の作成等） 第56条　第54条第２項又は前条第１項若しくは第２項の規定に基づき、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査させる場合にあっては、特定有害物質等取扱事業者は、あらかじめ、当該調査の実施に係る計画書（次項において「調査計画書」という。）を作成し、	（調査計画書の届出） 第50条　条例第56条第１項（条例第57条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、調査計画書届出書（第16号様式の２）によって行わなければならない。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 ２　市長は、前項の規定による届出のあった調査計画書の内容が土壌汚染等対策指針に照らして不十分であると認めるときは、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、期限を定めて、調査計画書の届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。	
（大規模な土地の形質の変更時の調査） 第57条　土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。	（大規模な土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模） 第51条　条例第57条第１項の規則で定める規模は、3,000平方メートルとする。ただし、現に土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第１項に規定する有害物質使用特定施設（以下、「有害物質使用特定施設」という。）が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、９００平方メートルとする。 （大規模な土地の形質の変更時の調査の結果報告） 第51条の２　条例第57条第１項の規定による報告は、特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書（第16号様式の３）によって行わなければならない。 ２　条例第57条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴 (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況 (3) その他必要な事項
２　第55条第１項ただし書の規定は、前項の土地の形質の変更について準用する。	
（自主調査に係る報告等） 第57条の２　第54条第２項並びに第55条第１項及び第２項の土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壌汚染等調査」という。）並びに土壌汚染対策法第２条第２項に規定する土壌汚染状況調査以外の土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「自主調査」という。）を行った者は、その結果、当該自主調査に係る土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等処理基準」という。）に適合しないことが判明したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に報告しなければならない。ただし、当該土地の区域について土壌汚染対策法第14条第１項の申請があった場合（当該申請に係る特定有害物質の種類が、当該自主調査の結果、土壌汚染等処理基準に適合しないことが判明した特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）は、この限りでない。	（土壌汚染等処理基準） 第52条　条例第57条の２第１項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第18の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壌溶出量基準」という。）に該当すること。 (2) 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第19の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「土壌含有量基準」という。）に該当すること。 (3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第20の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。 （自主調査の結果報告） 第52条の２　条例第57条の２第１項の規定による報告は、

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	自主調査結果報告書（第16号様式の４）によって行わなければならない。
２　市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、土地が次条第１項第２号又は第58条の４第１項の規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。	（自主調査に係る結果報告命令） 第52条の３　第48条の規定は、条例第57条の２第２項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第２項」とあるのは、「条例第57条の２第２項」と読み替えるものとする。
３　第56条の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第１項中「特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「土地の所有者等」と、同条第２項中「当該特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「当該土地の所有者等」と読み替えるものとする。	
	（自主調査に係る区域の指定の特例） 第52条の４　条例第58条第１項ただし書、条例第58条の４第１項ただし書及び条例第58条の８第１項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 (1) 条例第57条の２第１項の規定により報告された区域であること。 (2) 土壌汚染等対策指針に基づく被害防止措置計画書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して14日以内に届け出たこと。 (3) 土壌汚染等対策指針に基づく被害防止措置完了報告書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して60日以内に提出したこと。 (4) 講じられた汚染の除去等の措置が土壌汚染等対策指針に規定する要件を満たしていること。
（措置管理区域の指定等） 第58条　市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 土壌汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合しないこと。 (2) 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。	（措置管理区域の指定に係る基準） 第53条　条例第58条第１項第２号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア　土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	(ｱ) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口 (ｲ) 地下水を水道法（昭和32年法律第１７７号）第３条第６項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口 イ　土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。 (2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。
２　市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。	第53条の２　条例第58条第２項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 (1) 指定をする旨（条例第58条第６項において準用する場合にあっては、指定の解除をする旨） (2) 措置管理区域 (3) 措置管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類（条例第58条第６項において準用する場合にあっては、当該基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類） (4) 措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第58条第６項において準用する場合にあっては、講じられた健康被害防止措置等その他の必要な事項） ２　前項第２号の措置管理区域の明示については、次のいずれかによることとする。 (1) 区名、町名及び地番 (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向 (3) 平面図
３　第１項の規定による指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。	
４　市長は、汚染の除去等の措置により、第１項の規定による指定に係る区域（以下「措置管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該措置管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。	
５　市長は、措置管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第６条第１項又は第11条第１項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該措置管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該措置管理区域の全部又は一部について第１項の規定による指定を解除するものとする。	
６　第２項及び第３項の規定は、前２項の規定による解除について準用する。	
（汚染の除去等の措置）	（措置管理区域内の土地の所有者等に対する指示）
第58条の２　市長は、前条第１項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を	第53条の３　条例第58条の２第１項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。 (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
定めて、当該措置管理区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。	(2) 措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由 (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限 ２　前項第１号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。 ３　第１項第３号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。 （措置管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示） 第53条の４　条例第58条の２第１項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第２条第２項に規定する一般廃棄物の埋立処分 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第１項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の２第１項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第２条第４項に規定する産業廃棄物の埋立処分 (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第２項第４号に規定する基準に従って行う同法第３条第６号に規定する廃棄物の排出 ２　条例第58条の２第１項ただし書の規定による指示は、２以上の者に対して行う場合には、当該２以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。 ３　前条の規定は、条例第58条の２第１項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第３項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。
２　市長は、前項の規定による指示をするときは、当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。	（汚染の除去等の措置の指示事項） 第53条の５　条例第58条の２第２項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。
３　第１項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの（以下「健康被害防止措置等」という。）を講じなければならない。	
４　市長は、前項に規定する者が健康被害防止措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところによ	（健康被害防止措置等を講ずべき旨の命令） 第53条の６　条例第58条の２第４項の規定による命令は、

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
り、その者に対し、当該健康被害防止措置等を講ずべきことを命ずることができる。 ５　前２項の規定によって講ずべき健康被害防止措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。 （措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止） 第58条の３　措置管理区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 前条第１項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為 (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 （拡散防止管理区域の指定等） 第58条の４　市長は、土地が第58条第１項第１号に該当し、同項第２号に該当しないと認める場合であって、かつ、土壌の特定有害物質による汚染により、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の拡散の防止等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 （拡散防止管理区域の指定に係る基準） 第53条の７　条例第58条の４第１項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地が次のアに該当しないこと又は次のイからエまでのいずれにも該当しないこと。 ア　当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第１項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点がないこと。 イ　土壌の第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第４条第３項第２号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。ただし、シアン化合物を除く。以下同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則第９条第１項第２号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）に適合する土地（特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなものを除く。） ウ　昭和52年３月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年４月10日から昭和52年３月14日までに公有水面埋立法による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則第４条第３項第２号イに規定する第一種特定有害物質をいう。）、第三種特定有害物質（同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。）及び土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第３３６号）第１条第５号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものに限る。） エ　次に掲げる土地であって、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地 (ｱ) 工業専用地域（都市計画法第８条第１項第１号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。）内にある土地 (ｲ) (ｱ)に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第53条第１号アに該当しないと認められるもの (2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置が講じられていないこと。
２　市長は、汚染の拡散の防止等の措置により、前項の規定による指定に係る区域（以下「拡散防止管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。	
３　市長は、拡散防止管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第６条第１項又は第11条第１項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該拡散防止管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第１項の規定による指定を解除するものとする。	
４　第58条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による指定及び前２項の規定による解除について準用する。	（拡散防止管理区域の指定の告示） 第53条の８　条例第58条の４第４項において準用する条例第58条第２項及び第３項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、拡散防止管理区域の明示については、第53条の２第２項の規定を準用する。 (1) 指定又は指定の解除をする旨 (2) 拡散防止管理区域 (3) 拡散防止管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類 (4) 拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置又は講じられた生活環境保全措置等その他の必要な事項
５　拡散防止管理区域の全部又は一部について第58条第１項の規定による指定がされた場合においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第１項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第２項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第２項の規定による解除の告示をしたものとみなす。	
（汚染の拡散の防止等の措置） 第58条の５　市長は、前条第１項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による生	（拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対する指示） 第53条の９　条例第58条の５第１項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものと

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
活環境に係る被害を防止するため必要な限度において、拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該拡散防止管理区域内において汚染の拡散の防止等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の拡散の防止等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。	する。 (1) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所 (2) 拡散防止管理区域内において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由 (3) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき期限 ２　前項第１号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。 ３　第１項第３号に掲げる期限は、汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。 （拡散防止管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示） 第53条の10　条例第58条の５第１項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。 ２　第53条の４第１項ただし書の規定は、前項の行為について準用する。 ３　条例第58条の５第１項ただし書の規定による指示は、２以上の者に対して行う場合には、当該２以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。 ４　前条の規定は、条例第58条の５第１項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第３項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。
２　市長は、前項の規定による指示をするときは、当該拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。	（汚染の拡散の防止等の措置の指示事項等） 第53条の11　第53条の５の規定は、条例第58条の５第２項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の５中「汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染の拡散の防止等の措置」と読み替えるものとする。
３　第１項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の拡散の防止等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の拡散の防止等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの（以下「生活環境保全措置等」という。）を講じなければならない。	
４　市長は、前項に規定する者が生活環境保全措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該生活環境保全措置等を講ずべきことを命ずることができる。	
５　前２項の規定によって講ずべき生活環境保全措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。 （土壌汚染対策法第11条第１項の規定により指定された区域の土地における汚染の拡散の防止）	
第58条の６　市長は、土壌汚染対策法第11条第１項の規定により指定された土地が第58条の４第１項の規則で定	２　第53条の６の規定は、条例第58条の５第４項の規定による命令について準用する。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、同項の規定による指定をしたものとみなして、前条の規定を適用する。	
（拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）	（拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出）
第58条の７　拡散防止管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。	第53条の12　条例第58条の７第１項の規定による届出は、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式）によって行わなければならない。 ２　前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。 (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした拡散防止管理区域の図面 (2) 土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域の状況を明らかにした図面 (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 (5) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さ（土壌汚染対策法施行規則第４条第４項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。）より１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ３　土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。 第53条の13　条例第58条の７第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 土地の形質の変更を行う拡散防止管理区域の所在地 (3) 土地の形質の変更の完了予定日 (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 (6) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法（平成４年法律第51号）第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ２　土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。
(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの (2) 拡散防止管理区域が指定された際既に着手していた行為 (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	
２　拡散防止管理区域が指定された際当該拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。	（拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出） 第53条の14　条例第58条の７第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式）によって行わなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 土地の形質の変更をしている拡散防止管理区域の所在地 (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法 (4) 土地の形質の変更の着手日 (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日 (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 (8) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに等がい分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ２　第53条の12第２項及び第３項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。
３　拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。	（拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出） 第53条の15　第53条の12第２項及び第３項並びに前条第１項（第６号及び第７号を除く。）の規定は、条例第58条の７第３項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の12中「変更をしようとする」とあり、及び前条第１項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第５号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。
４　市長は、第１項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壌汚染等対	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。	
（形質変更時届出管理区域の指定等）	（形質変更時届出管理区域の指定の告示）
第58条の８　市長は、土地が第58条第１項第１号に該当し、同項第２号に該当しないと認める場合であって、かつ、第58条の４第１項の規則で定める基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	
２　市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。	
３　市長は、形質変更時届出管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第６条第１項又は第11条第１項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第１項の規定による指定を解除するものとする。	
４　第58条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による指定及び前２項の規定による解除について準用する。	第53条の16　条例第58条の８第４項において準用する条例第58条第２項及び第３項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、形質変更時届出管理区域の明示については、第53条の２第２項の規定を準用する。 (1) 指定又は指定の解除をする旨 (2) 形質変更時届出管理区域 (3) 形質変更時届出管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類 (4) 形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあっては、その旨 (5) 第53条の７第１号ウ又はエに該当するものにあっては、その旨 (6) 指定の解除の告示の場合にあっては、形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置その他の必要な事項
５　形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第58条第１項又は第58条の４第１項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第１項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、第58条第２項（第58条の４第４項において準用する場合を含む。）の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する第58条第２項の規定による解除の告示をしたものとみ	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
なす。 （形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 第58条の９　形質変更時届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの (2) 形質変更時届出管理区域が指定された際既に着手していた行為 (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	（形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出） 第53条の17　条例第58条の９第１項の規定による届出は、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式の２）によって行わなければならない。 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時届出管理区域の図面 (2) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域の状況を明らかにした図面 (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面 (5) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 (6) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌（条例第60条の３第２項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この節（第56条を除く。）において同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書る及び図面 ア　当該自然由来等形質変更時届出管理区域が形質変更時届出管理区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類 イ　当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ウ　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書 ３　土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。 第53条の18　条例第58条の９第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 土地の形質の変更を行う形質変更時届出管理区域の所在地 (3) 土地の形質の変更の完了予定日 (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	確認された場合における対応方法 (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 (6) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法（平成４年法律第51号）第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 (7) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地 ２　土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。
２　形質変更時届出管理区域が指定された際当該形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。	（形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出） 第53条の19　条例第58条の９第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式の２）によって行わなければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 土地の形質の変更をしている形質変更時届出管理区域の所在地 (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法 (4) 土地の形質の変更の着手日 (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日 (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 (8) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 (9) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地 ２　第53条の17第２項及び第３項の規定は、前項の届出に

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	ついて準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。
３　形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。	（形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出） 第53条の20　第53条の17第２項及び第３項並びに前条第１項（第６号及び第７号を除く。）の規定は、条例第58条の９第３項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の17中「変更をしようとする」とあり、及び前条第１項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第５号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。
４　市長は、第１項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壌汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。	
（管理区域等台帳） 第59条　市長は、措置管理区域の台帳、拡散防止管理区域の台帳、形質変更時届出管理区域の台帳、第58条第４項の規定により同条第１項の規定による指定が解除された措置管理区域の台帳、第58条の４第２項の規定により同条第１項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域の台帳、第58条の８第２項の規定により同条第１項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域の台帳及び第58条第１項ただし書、第58条の４第１項ただし書又は第58条の８第１項ただし書の規定の適用を受けた土地の台帳（以下この条において「管理区域等台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。	（管理区域等台帳） 第54条　管理区域等台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。
２　管理区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。	２　前項の帳簿及び図面は、管理区域又は条例第58条第１項ただし書、条例第58条の４第１項ただし書若しくは条例第58条の８第１項ただし書の規定の適用を受けた土地（以下「除去済み特例区域」という。）ごとに調製するものとする。 ３　市長は、条例第58条第４項、条例第58条の４第２項又は条例第58条の８第２項の規定により、管理区域の全部又は一部に係る帳簿及び図面を管理区域等台帳から消除し、条例第58条第４項の規定により同条第１項の規定による指定が解除された措置管理区域（以下「指定解除措置管理区域」という。）、条例第58条の４第２項の規定により同条第１項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域（以下「指定解除拡散防止管理区域」という。）又は条例第58条の８第２項の規定により条例第１項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域（以下「指定解除形質変更時届出管理区域」という。）に係る第１項の帳簿及び図面を調製するものとする。 ４　第１項の帳簿及び図面は、措置管理区域、拡散防止管理区域、形質変更時届出管理区域、指定解除措置管理区

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	域、指定解除拡散防止管理区域、指定解除形質変更時届出管理区域又は除去済み特例区域に関するものを区別して保管しなければならない。 ５　第１項の帳簿の様式は、措置管理区域にあっては第18号様式、拡散防止管理区域にあっては第18号様式の２、形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の３、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域又は指定解除形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の４、除去済み特例区域にあっては第18号様式の５のとおりとする。 ６　第１項の図面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 土壌汚染等調査又は自主調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 (2) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面 (3) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面 (4) 管理区域の周辺の地図 ７　市長は、帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならない。
３　市長は、管理区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。	
（管理汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令） 第60条　措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域（以下「管理区域」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が土壌汚染等対策指針で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「管理汚染土壌」という。）を当該管理区域外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該管理汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。 (1) 当該管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (2) 当該管理汚染土壌の体積 (3) 当該管理汚染土壌の運搬の方法 (4) 当該管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 (5) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 (6) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する施設の所在地 (7) 当該管理汚染土壌を第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時届出管理区域の所在地	（管理汚染土壌の搬出時の届出） 第55条　条例第60条第１項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出届出書（第19号様式）によって行わなければならない。 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 管理汚染土壌の場所を明らかにした管理区域の図面 (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶（以下「自動車等」という。）の構造を記した書類 (5) 運搬の過程において、積替えのために当該管理汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類 (6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類 ア　管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
(8) 当該管理汚染土壌を第60条の３第１項第３号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地 (9) 当該管理汚染土壌の搬出の着手予定日 (10) その他規則で定める事項	イ　管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第１項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第17条第１項に規定する許可証をいう。以下同じ。）の写し (7) 管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面 ア　自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面 イ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の３第１項第２号アに規定する基準に該当することを証する書類 ウ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の３第１項第２号イに規定する基準に該当することを証する書類 エ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第60条の３第２項に規定する要件に該当することを証する書類 オ　自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類 (8) 管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第３号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面 ア　一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面 イ　措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類 第55条の２　条例第60条第１項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 管理汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日 (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先 (4) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (5) 前条第２項第５号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項 ア　管理区域の所在地 イ　処理の完了予定日 (7) 管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項 ア　自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地 イ　当該土地の形質の変更の完了予定日 (8) 管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第３号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項 ア　管理区域の所在地 イ　当該土地の形質の変更の完了予定日
２　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	（管理汚染土壌の搬出時の変更の届出） 第55条の３　条例第60条第２項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出変更届出書（第19号様式の２）によって行わなければならない。 ２　前項の届出書には、第55条第２項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。
３　非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者は、当該管理汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。	（非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌の搬出をした場合の届出） 第55条の４　条例第60条第３項の規定による届出は、非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書（第19号様式の３）によって行わなければならない。 ２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 (1) 管理汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真 (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し (3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類 (4) 保管施設の構造を記した書類 (5) 管理汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類 ア　管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 イ　管理汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第１項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し (6) 管理汚染土壌を第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面 ア　自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
	人に使用させる場所を明らかにした図面 イ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の３第１項第２号アに規定する基準に該当することを証する書類 ウ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の３第１項第２号イに規定する基準に該当することを証する書類 エ　自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第60条の３第２項に規定する要件に該当することを証する書類 (7) 管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第３号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面 ア　一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用される場所を明らかにした図面 イ　措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類
４　市長は、第１項又は第２項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 運搬の方法が次条の土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合　当該管理汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 (2) 第60条の３第１項の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を土壌汚染対策法第16条第４項第２号に規定する汚染土壌処理業者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合　当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。	
（運搬に関する基準） 第60条の２　管理区域外において管理汚染土壌を運搬する者は、土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該管理汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。	
（管理汚染土壌の処理の委託） 第60条の３　管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合 (2) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 ア　当該自然由来等形質変更時届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域 イ　当該自然由来等土壌があった間の地質と同じであるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域 (3) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 (4) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合 (5) 管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合 ２　前項第２号の「自然由来等形質変更時届出管理区域」とは、形質変更時届出管理区域のうち、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、土壌汚染等対策指針で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当がい区域内の管理汚染土壌をいう。 ３　第１項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。 （措置命令） 第60条の４　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該管理汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 第60条の２の規定に違反して当該管理汚染土壌を	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
運搬した場合　当該運搬を行った者 (2) 前条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合　当該管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）	
（管理票） 第60条の５　管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者は、その管理汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しと同時に当該管理汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。	（管理票の交付） 第55条の５　条例第60条の５第１項の規定による管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 第55条第２項第３号又は前条第２項第２号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。 (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、１の自動車等で運搬する管理汚染土壌の運搬先が２以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。 (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。 （管理票の記載事項等） 第55条の６　条例第60条の５第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 管理票の交付年月日及び交付番号 (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 当該管理区域の所在地 (4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名 (5) 運搬受託者の住所又は所在地及び連絡先 (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地 (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (8) 処理受託者の住所又は所在地及び連絡先 (9) 当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22条第１項の許可に係る許可番号 (10) 当該委託に係る管理汚染土壌の荷姿 ２　管理票の様式は、第20号様式のとおりとする。
２　前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。	
３　管理汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第１項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第１項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。	（運搬受託者の記載事項） 第55条の７　条例第60条の５第３項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 運搬を担当した者の氏名 (2) 運搬の用に供した自動車等の番号 (3) 管理汚染土壌を引き渡した年月日 (4) 運搬を行った区間 (5) 当該委託に係る管理汚染土壌の重量 （運搬受託者の管理票交付者への送付期限） 第55条の８　条例第60条の５第３項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。
４　管理汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第１項の規	（処理受託者の記載事項） 第55条の９　条例第60条の５第４項の規則で定める事項

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。	は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名 (2) 処理を担当した者の氏名 (3) 処理を終了した年月日 (4) 処理の方法（処理受託者の管理票交付者への送付期限） 第55条の10　条例第60条の５第４項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。
５　管理票交付者は、前２項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。	（管理票交付者の管理票の写しの保存期間） 第55条の11　条例第60条の５第５項の規則で定める期間は、５年とする。
６　管理票交付者は、規則で定める期間内に、第３項又は第４項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。	（管理票の写しの送付を受けるまでの期間） 第55条の12　条例第60条の５第６項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 (1) 条例第60条の５第３項の規定による管理票の写しの送付　管理票の交付の日から40日 (2) 条例第60条の５第４項の規定による管理票の写しの送付　管理票の交付の日から１００日 （管理汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出） 第55条の13　条例第60条の５第６項の規定による届出は、搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書（第20号様式の２）によって行わなければならない。
７　運搬受託者は、第３項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第４項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。	（運搬受託者の管理票等の保存期間） 第55条の14　条例第60条の５第７項の規則で定める期間は、５年とする。
８　処理受託者は、第４項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。	（処理受託者の管理票の保存期間） 第55条の15　条例第60条の５第８項の規則で定める期間は、５年とする。
９　前各項の規定は、管理汚染土壌を他人に第60条の３第１項第２号又は第３号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第１項中「（当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）」とあるのは「（運搬を委託しない場合にあっては、当該管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第３項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第４項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第５項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第６項中「委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」	（準用） 第55条の16　第55条の５から前条までの規定は、管理汚染土壌を他人に条例第60条の３第１項第２号又は第３号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第55条の５第３号	処理受託者が	土壌使用者が
	当該処理受託者	当該土壌使用者
第55条の６第１項第３号	当該管理区域の所在地	管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第３号に規定する土

と読み替えるものとする。

		地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該管理区域の所在地
第55条の６第１項第８号	処理受託者	土壌使用者
第55条の６第１項第９号	当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22条第１項の許可に係る許可番号	管理汚染土壌を条例第60条の３第１項第２号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第３号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該搬出先の管理区域の所在地
第55条の９の見出し	処理受託者	土壌使用者
第55条の９第１号	委託	土地の形質の変更
第55条の９第２号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第55条の９第３号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の９第４号	処理	土地の形質の変更
第55条の10の見出し	処理受託者	土壌使用者
第55条の10	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の13の見出し	処理	土地の形質の変更
第55条の15の見出し	処理受託者	土壌使用者

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第60条の６　何人も、管理汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第３項（同条第９項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

２　何人も、管理汚染土壌の処理を受託していない又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

３　運搬受託者、処理受託者又は管理汚染土壌を第60条の３第１項第２号若しくは第３号に規定する土地の形質変更に使用する者は、受託した管理汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は管理汚染土壌を土地の

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第３項又は第４項（これらの規定を同条第９項において準用する場合を含む。）の送付をしてはならない。 （汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等） 第60条の７　土壌汚染対策法第22条第１項若しくは第23条第１項の許可の申請をしようとする者又は同法第27条の５の協議をしようとする者は、土壌汚染等対策指針で定めるところにより、当該申請又は協議に係る同法第22条第１項に規定する汚染土壌処理施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）において同法第16条第１項に規定する汚染土壌（以下「汚染土壌」という。）を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行わなければならない。	
２　前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、同項の許可の申請又は協議をする日までに、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。	（汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項） 第56条　条例第60条の７第２項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所 (3) 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力 (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態 (5) 汚染土壌の処理の方法 (6) 自然由来等土壌利用施設（汚染土壌処理業に関する省令第１条第５号に規定する自然由来等土壌利用施設をいう。以下同じ。）のうち自然由来等土壌構造物利用施設（同号イに規定する自然由来等土壌構造物利用施設をいう。以下同じ。）にあっては、土木構造物の種類 (7) 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、当該保管設備の場所及び容量 (8) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要 (9) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置 (10) 汚染土壌処理施設の構造の詳細 (11) 埋立処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第１条第３号に規定する埋立処理施設をいう。以下同じ。）又は自然由来等土壌利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況 (12) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法 (13) 汚染土壌の処理工程 (14) 浄化等処理施設（汚染土壌処理業に関する省令第１条第１号に規定する浄化等処理施設をいう。以下同じ。）、セメント製造施設（同条第２号に規定するセメント製造施設をいう。以下同じ。）、埋立処理施設又は分別等処理施設（同条第４号に規定する分別等処理施設をいう。以下同じ。）にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下この条において「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統 (15) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
３　市長は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。 ４　第２項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。	(16)排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号に規定する公共下水道及び同条第４号に規定する流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。）における排出水の水質の測定方法 (17)汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第２条第１項の免許若しくは同法第42条第１項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設（汚染土壌処理業に関する省令第１条第５号ロに規定する自然由来等土壌海面埋立施設をいう。）にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法 (18)特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出を防止する方法 (19)浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法 (20)自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌（土壌汚染対策法第18条第２項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この条において同じ。）に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法 (21)浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる大気有害物質（汚染土壌処理業に関する省令第２条第２項第28号に規定する大気有害物質をいう。以下同じ。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法 (22)自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌からの異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等（汚染土壌処理業に関する省令第１条第５号イに規定する盛土材等をいう。）若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌（土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌汚染対策法施行規則第31条第１項及び第２項の基準に適合するもの又は自然由来等土壌に限る。）との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあっては、土質改良の方法及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
（記録の保管及び承継） 第61条　土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者若しくは自主調査を行った者又は汚染の除去等の措置を講じた者若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた者（次項において「特定有害物質等取扱事業者等」という。）は、土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置について記録を作成し、保管しておかなければならない。 ２　特定有害物質等取扱事業者等は、土壌汚染等調査若しくは自主調査を行い、又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた土地を譲渡するときは、前項に規定する記録を当該土地を譲り受ける者に引き継がなければならない。 （適用除外） 第61条の２　第54条第２項並びに第55条第１項及び第２項の規定は、土壌汚染対策法第３条第１項の規定による調査に係る土地（同項ただし書の規定による確認に係る土地を除く。）又は同条第８項、同法第４条第３項若しくは同法第５条第１項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している特定有害物質等取扱事業者については適用しない。 ２　第55条第１項及び第２項並びに第57条の規定は、次に掲げる行為については適用しない。 (1) 第58条の２第１項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為 (2) 拡散防止管理区域内又は形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更 (3) 土壌汚染対策法第３条第７項に規定する土地の形質の変更 (4) 土壌汚染対策法第７条第１項の規定により指示を受けた者が同項第１号に規定する実施措置として行う行為 (5) 土壌汚染対策法第11条第１項の規定により指定された同条第２項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 第７章　雑則 （勧告） 第１２５条　市長は、この条例の規定により勧告する場合のほか、事業活動その他の活動に伴い生ずる障害によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合においては、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 （違反者等の氏名等の公表） 第１２６条　市長は、第33条、第36条第２項、第56条第２項、第76条、第84条、第１０２条、第１１３条又は前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及びその状況（以下「氏名等」という。）を公表することができる。 ２　市長は、改善命令その他のこの条例の規定による命令	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
を行うときは、当該命令を受けることとなる者の氏名等を公表することができる。 ３　前２項に定める場合のほか、市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者（次項において「違反者」という。）があると認めるときは、その者の氏名等を公表することができる。 ４　市長は、前３項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者若しくは命令を受けることとなる者又は違反者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。 （報告、検査等） 第１２７条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、必要な報告を求め、又は資料を提出させることができる。 ２　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場等その他の場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、関係人に質問させることができる。 ３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 ４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （委任） 第１２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第８章　罰則 第１２９条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1) 第21条、第22条第２項、第35条第２項、第38条第２項、第44条第２項、第50条第２項、第54条第２項、第55条第３項、第57条の２第２項、第58条の２第４項、第58条の５第４項、第58条の７第４項、第58条の９第４項、第60条第４項、第60条の４、第69条又は第70条第２項の規定による命令に違反した者 (2) 第58条の３の規定に違反した者 第１３０条　次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第16条第１項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置した者 (2) 第18条第１項の規定による許可を受けないで第16条第２項第３号又は第４号に掲げる事項を変更した者 (3) 第64条第１項の規定による許可を受けないで地下水を採取している者 (4) 第66条第１項の規定による許可を受けないで第64条第２項第３号から第７号までに掲げる事項を変更した者 第１３１条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第16条第７項（第18条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定を受けないで大気	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
規制工場の使用を開始した者 (2) 第17条第１項、第30条第１項、第58条の７第１項、第58条の９第１項、第60条第１項若しくは第２項又は第65条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (3) 第60条の２の規定に違反して、管理汚染土壌を運搬した者 (4) 第60条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 (5) 第60条の５第１項（同条第２項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第９項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第１項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 (6) 第60条の５第３項前段又は第４項（これらの規定を同条第９項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 (7) 第60条の５第３項後段（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者 (8) 第60条の５第５項、第７項又は第８項（これらの規定を同条第９項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者 (9) 第60条の６第１項又は第２項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者 (10) 第60条の６第３項の規定に違反して、送付をした者 第１３２条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第31条第１項、第32条第１項又は第37条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第１２７条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第１３３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第１２９条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 第１３４条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の過料に処する。 (1) 第16条第５項（第18条第２項において準用する場合を含む。）、第19条（第34条において準用する場合を含む。）、第20条第３項（第34条及び第68条において準用する場合を含む。）、第37条第２項、第48条第２項、第56条第１項（第57条の２第３項において準用する場合を含む。）、第58条の７第２項若しくは第３項、第58条の９第２項若しくは第３項、第60条第	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
３項、第60条の５第６項（同条第９項において準用する場合を含む。）又は第67条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第49条第２項の規定に違反して特定化学物質等適正管理書の届出をしなかった者 (3) 第57条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第60条の７第１項の規定に違反して生活環境影響調査を行わず、又は同条第２項の規定による計画書の提出をせず、若しくは虚偽の計画書を提出した者 (5) 第71条第１項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項若しくは同条第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 附　則（平成24年条例第62号） （施行期日） 第１条　この条例は、平成25年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 第２条　この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第52条の規定に基づく土壌汚染等対策指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。 （経過措置） 第３条　施行日前にこの条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第54条第１項の規定により調査に着手した者に係る同条第２項の規定による報告については、なお従前の例による。 ２　施行日前に旧条例第56条第１項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第55条、第56条及び第57条第２項から第４項までの規定による手続については、なお従前の例による。 ３　施行日以後に前２項の規定により報告された調査は、新条例第57条の２に規定する土壌汚染等調査とみなす。 第４条　新条例第57条第１項の規定は、施行日以後に土地の形質の変更（新条例第55条第１項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者（施行日前に当該土地の形質の変更に係る土地について旧条例第57条第１項の規定による報告をした者を除く。）について適用する。この場合において、施行日から起算して30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第57条第１項の適用については、同項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。 第５条　新条例第57条の２の規定は、施行日以後に同条に規定する自主調査に着手する者について適用する。 第６条　施行日前に旧条例第58条第１項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第58条及び第59条の規定による手続については、なお従前の例による。	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
２　施行日前に旧条例第54条第２項の規定により報告された土地又は旧条例第55条第１項若しくは第２項若しくは第57条第２項の規定による調査の結果、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が旧条例第54条第２項に規定する規則で定める基準に適合しないことが判明した土地であって、この条例の施行の際現に当該基準に適合しない土地の区域は、新条例第58条の８第２項に規定する形質変更時届出管理区域とみなす。 ３　施行日以後に前項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更について旧条例第58条第１項の規定による届出をした者は、新条例第58条の９第１項の規定による届出をしたものとみなす。 第７条　新条例第58条の６の規定は、施行日以後に土壌汚染対策法第11条第１項の規定により指定された土地の区域について適用する。 第８条　施行日以後に附則第６条第２項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域に係る新条例第59条第１項の適用については、同項中「調整し」とあるのは「相当の期間内に調整し」と読み替えるものとする。 第９条　新条例第60条第１項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。 第10条　旧条例第57条第１項に規定する大規模土地改変者に係る旧条例第60条第１項の規定による記録の作成及び保管並びに同条第２項の規定による記録の承継については、なお従前の例による。 第11条　施行日前にした旧条例第55条第３項（第57条第４項及び第59条第５項において準用する場合を含む。）、第56条第２項（第57条第３項及び第58条第２項において準用する場合を含む。）及び第59条第２項の規定に基づく勧告並びに第59条第３項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。 ２　附則第６条第１項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則（平成31年条例第１号） （施行期日） 第１条　この条例は、平成31年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 第２条　この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第61条の２第１項の規定は、施行日以後に受けた土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第２条の規定による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第８項の規定による命令に係る土地について適用し、この条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境	

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号、改正平成24年名古屋市条例第62号、改正平成31年名古屋市条例第１号、改正令和３年名古屋市条例第39号）	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号、改正平成25年名古屋市規則第15号、改正平成31年名古屋市規則第24号、改正令和３年名古屋市規則第78号）
の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第61条の２第１項に規定する第55条第１項及び第２項の規定による調査については、なお従前の例による。 第３条　施行日前に旧条例第61条の２第２項第３号に規定する指示を受けた者が行う同号に規定する行為については、なお従前の例による。 第４条　この条例の施行日前にした行為及び附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附　則（令和３年条例第39号） （施行期日） 第１条　この条例は、令和３年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第57条の２の見出しの改正規定、同条に２項を加える改正規定、第129条第１号の改正規定及び第134条第１号の改正規定（「第56条第１項」の次に「（第57条の２第３項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、同年10月１日（以下「一部施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 第２条　この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第57条の２第２項及び第３項の規定は、一部施行日以後に同条第１項に規定する自主調査に着手する者について適用する。 第３条　新条例第60条第１項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。	